

「とうぎんビジネスインターネットバンキング」による不正払戻し被害の補てんに関する特約

1. 特約の適用範囲等

- (1) この特約は、「とうぎんビジネスインターネットバンキング」(以下「本サービス」といいます。)を利用した資金移動取引に適用されます。
- (2) この特約は、本サービスを用いて不正な払戻し(当座貸越を利用した払戻しを含みます。)が行われた場合の取扱を定めるものです。
- (3) この特約は、とうぎんビジネスインターネットバンキング規定(以下「原規定」といいます。)の一部を構成するとともに原規定と一体として取り扱われるものとし、この特約に定めがある事項はこの特約の定めが適用され、この特約に定めがない事項に関しては原規定が適用されるものとします。

2. 不正払戻しの補てんについて

- (1) 本サービスを用いて行われた不正な資金移動(以下、本項において「当該払戻し」という。)については、次の各号のすべてに該当する場合、契約者は当行に対して当該払戻しの額およびこれらにかかる手数料・利息に相当する金額の補てんを請求することができます。
 - ①不正使用に気づいてから30日以内に、当行への通知が行われていること。
 - ②当行の調査に対し、契約者より十分な説明が行われていること。
 - ③当行が所轄警察署に被害届を提出するにあたり、警察への被害事実の事情説明を行うなど(利用しているパーソナルコンピュータ等の提出等を含みます。)捜査への協力が得られること。
- (2) 前項の請求がなされた場合、当該払戻しが契約者の故意による場合を除き、当行は、当行へ通知が行われた日の30日前の日以降になされた払戻しの額およびこれにかかる手数料・利息に相当する金額(以下「補てん対象額」といいます。)について、1,000万円を限度として補てんするものとします。

ただし、当該払戻しが行われたことについて、当行が善意かつ無過失であり、および契約者に過失(重大な過失を除く)がある場合には、当行は契約者のパスワード等の管理状況やパーソナルコンピュータ等の利用状況などを総合的に判断したうえで補てん対象額を決定し、1,000万円を限度として補てんするものとします。
- (3) 第2項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する場合には、当行は補てんいたしません。
 - ①当該払戻しが行われたことについて、当行が善意かつ無過失であり、および次のいずれかに該当する場合。
 - A. 当該払戻しが、契約者の故意もしくは重大な過失または法令違反により行われた場合。
 - B. 契約者の従業員、パート、アルバイト、派遣社員、これらの者の代理人、契約者の親族、契約者の同居者等(契約者から金銭的利益その他の利益を得ている方を含む)によって行われた場合、または加担して行われた場合。
 - C. 契約者が、被害状況についての当行に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行った場合。
 - D. 本サービスの利用申込書を偽造もしくは変造して契約された場合。
 - ②不正使用が、戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じ、またはこれに付随して行われた場合。
- (4) 当行は当該預金について契約者が資金移動を行っている場合には、この資金移動を行った額の限度において、第1項にもとづく補てんの請求には応じることはできません。また、契約者が、当該払戻しを行った者から損害賠償または不当利得返還を受けた場合も、その受けた限度において同様とします。
- (5) 当行が第2項の規定にもとづき補てんを行った場合に、当該補てんを行った金額の限度において当該預金にかかる払戻請求権は消滅します。
- (6) 当行が第2項の規定により補てんを行ったときは、当行は当該補てんを行った金額の限度において、不正な資金移動を受けた者その他の第三者に対して契約者が有する損害賠償請求権または不当利得返還請求権を取得するものとします。

以上

【重大な過失となりうる場合】

1. メーカーのサポート期限が経過した基本ソフト(OS)やブラウザ等、各種ソフトウェアの使用
2. セキュリティ対策ソフトを導入していない、または導入していても最新の状態に更新していない場合
3. パスワード等の漏洩(他人に管理を委ねている間の盗用を含みます)
4. トークンを他人に渡した場合
5. その他契約者に1から4の場合と同程度の注意義務違反があると認められる場合

以上